

令和2年2月28日

学習塾事業者における新型コロナウイルス感染症対策の指針について（第2報）

公益社団法人全国学習塾協会

会長 安藤 太作



今般、安倍内閣総理大臣より、子供たちの健康・安全を第一に考え、また子供たちや教職員の感染リスクにあらかじめ備える観点から、全国全ての小中学校、高等学校、特別支援学校について、来週3月2日（月）から春休みまで、臨時休業を行うことの要請がありました。

これを受け、文部科学省からも都道府県教育委員会等に対して、一斉の臨時休業を行うことを要請する通知が発出されました。この趣旨は、基本的に自宅で過ごすよう指導するとともに、子どもたちが不要不急の外出をしないようにするという方針であると理解しています。

これを踏まえ、当協会の各会員の皆様におかれましては、例えば、朝から子どもたちを受け入れる等の新たなキャンペーンは厳に控えていただくとともに、以下の項目を参考としつつ、各事業者としての方針を明確にし、地域の状況に応じてご対応いただきたいと考えています。

＜対応の例＞

- ・ およそ2週間の対面での授業等の実施を最大限控える。
- ・ およそ2週間を目途に、例えば以下のような対応を実施する。
 - ①大人数の子どもたちが参加する授業等の実施を延期し振替対応を行う
 - ②オンライン学習を実施する
 - ③上記①、②以外の方法を活用し、子どもたちだけでなく、講師含め、外出を避けられるような対策を講じる
- ・ 仮に、授業等を実施する場合においても、例えば以下のような対応を、最大限実施する。
 - ①出勤前の講師の体温検査
 - ②授業開始前の複数人での体調確認
 - ③少人数での授業実施
 - ④子どもたちの教室等における間隔を通常よりも広く取る
 - ⑤手洗い、うがい、アルコール消毒等の徹底
 - ⑥ドアノブ等の定期的な消毒

上記の対策に限らず、各事業者において、最善の対策を講じ、子どもたちの健康・安全を第一に考えた対応を実施していくことをしたいと考えています。

また、今後、状況の変化を踏まえつつ、社会の求めに応じてしっかりと授業等を提供できるよう準備を行っていくことが必要と考えています。